

令和 2 年 5 月 25 日

(件名)

特定非営利活動法人の設立認証の取消しについて

静岡県くらし・環境部県民生活課

(要旨)

特定非営利活動促進法に基づく、設立認証の取り消しについて、下記のとおりお知らせします。

記

(令和元年度に静岡県が設立認証を取り消した法人)

	法 人 名	主たる事務所の所在地	取消 根拠	認証取消日
1	特定非営利活動法人 SESSION	伊豆の国市中 1377 番地	法第 43 条 第 1 項	令和 2 年 3 月 19 日
2	特定非営利活動法人 伊豆ケロドットコム	伊豆市青羽根 171 番地の 13		令和 2 年 3 月 24 日
3	特定非営利活動法人 伊豆環境創造ネットワーク	下田市三丁目 3 番 9 号		令和 2 年 3 月 25 日

(根拠)

- ・ 特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3 年以上にわたって第 29 条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。